

倉庫施設等 変更登録申請の手引き



MLIT

令和5年7月改訂
東北運輸局
交通政策部 環境・物流課

〒983-8537
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第四合同庁舎3階
TEL: 022-791-7508
E-mail: tht-kou-kanbutsu@ki.mlit.go.jp

はじめに

倉庫業法第7条第1項:第3条の登録を受けた者は、第4条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

倉庫業法施行規則等運用方針【6】1変更登録の必要な場合

- ・倉庫の種類の変更
- ・倉庫の新設、増設等
- ・規模の拡大を伴わない主要構造の一部の変更等
- ・冷蔵倉庫の圧縮機、蒸発器又は防熱装置等の変更
- ・保管する物品の種類の変更

外壁、床の修繕等は変更登録が必要な場合があります。ご不明な場合は東北運輸局 環境・物流課へご相談ください。

物品の種類と保管可能な営業倉庫の種類(倉庫業法施行規則第3条の3～11、別表)

物品の種類	内訳	保管可能な営業倉庫
第1類物品	第二類物品、第三類物品、第四類物品、第五類物品、第六類物品、第七類物品及び第八類物品以外の物品	一類倉庫 貯蔵槽倉庫
第2類物品	麦、でん粉、ふすま、飼料、塩、野菜類、果実類、水産物の乾品及び塩蔵品、皮革、肥料、鉄製品その他の金物製品、セメント、石こう、白墨、わら工品、石綿及び石綿製品	一類倉庫 二類倉庫 貯蔵槽倉庫
第3類物品	板ガラス、ガラス管、ガラス器、陶磁器、タイル、ほうろう引容器、木炭、パテ、貝がら、海綿、農業用機械その他素材及び用途がこれらに類する物品であつて湿気又は気温の変化により変質し難いもの	一類倉庫 二類倉庫 三類倉庫
第4類物品	地金、銑鉄、鉄材、鉛管、鉛板、銅板、ケーブル、セメント製品、鉱物及び土石、石炭、自動車及び車両(構造上主要部分が被覆されているものに限る。)、大型機械その他の容大品(被覆した場合に限る。)、木材(合板及び化粧材を除く。)、ドラムかんに入れた物品、空コンテナ・空びん類、れんが・かわら類、がい子・がい管類、土管類、くづ鉄・くづガラス・古タイヤ類等野積で保管することが可能な物品	一類倉庫 二類倉庫 三類倉庫 野積倉庫
第5類物品	原木等水面において保管することが可能な物品	一類倉庫 二類倉庫 三類倉庫 野積倉庫 水面倉庫
第6類物品	容器に入れてない粉状又は液状の物品	一類倉庫 貯蔵槽倉庫
第7類物品	危険物(消防法第九条の四第一項の指定数量未満のものを除く。)及び高圧ガス(高圧ガス保安法第三条第一項第八号に掲げるものを除く。)	危険品倉庫
第8類物品	農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏10度以下の温度で保管することが適当な物品	冷蔵倉庫

倉庫の施設設備基準及び添付書類

倉庫の種類毎に設備基準及び必要書類を記載したチェックリストをご用意しております。
チェックリストを参照し、倉庫が基準をクリアしているか、必要書類は揃っているかを確認してください。

倉庫管理主任者

営業倉庫には必ず「倉庫管理主任者」を最低一人選任しなくてはなりません。
倉庫を新設する場合はご注意願います。

登録免許税

倉庫の新設は、1棟あたり登録免許税が3万円かかります。

申請書作成上の注意点

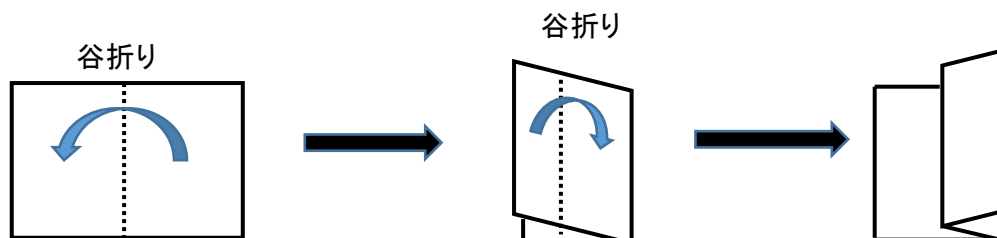
- ・P4の様式(倉庫施設等変更登録申請書)で作成してください。

申請書は下記HPからダウンロードすることができます。

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

- ・チェックリストを参照し、P5に係る添付書類を添えてください。
- ・作成書類はA4縦、横書き、左閉じとし、市販のファイル等に綴り提出してください。
なお、図面は最低A3版で印刷し、A4サイズに折り込んでください。ただし袋とじとしないでください。

A3用紙の折り方



- ・添付書類には、インデックス等で番号を付し見やすく作成してください。
- ・作成部数：運輸局用 2 部、会社控え 1 部
登記簿謄本等は正本1部、他は写しで可。
(有効面積の合計値100,000㎡以上の場合は、さらに国土交通大臣用 1 部)
※有効面積の合計値は下表の計算方法により換算した数値を合算した値をいう。

倉庫の種類		換算方法
一～三類倉庫、危険品(野積)倉庫		有効面積(㎡) × 1
野積倉庫		有効面積(㎡) × 0.5
水面倉庫		有効面積(㎡) × 0.5
貯蔵槽倉庫		有効容積(㎡) × 0.8
危険品倉庫	建屋	有効面積(㎡) × 2.0
	貯蔵槽	有効容積(㎡) × 1.6
冷蔵倉庫		有効容積(㎡) × 0.8

提出先

東北運輸局交通政策部環境・物流課

〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階

TEL : 022-791-7508

E-mail : tht-kou-kanbutsu@ki.mlit.go.jp

※令和3年1月より、申請書等の押印・署名が不要になりました。
メールによる提出が可能です。

標準処理期間

2ヶ月

※ただし、補正にかかる期間は上記期間に含まれない。

記載例

倉庫施設等変更登録申請書

令和 年 月 日

東北運輸局長 殿

〒983-8537
住 所 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
名 称 東北倉庫株式会社
代表者 代表取締役 東北 一郎

押印不要。

下記のとおり倉庫施設等を変更したいから、倉庫業法施行規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第7条第1項の変更登録を申請します。

記

倉庫所在地は
地番表示で記
載。

1 変更に係る倉庫の名称及び位置

名称: 東北2号倉庫
位置: ○○県○○市○○2丁目1-1、1-2、1-3

2 変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置

新たに登録する営業所の場合「新設」と記載。

名称: 東北営業所 「新設」
位置: 〒020-0000 ○○県○○市○○2丁目1-1
連絡先: 電話022-000-0000
FAX022-000-0001
E-mail: *****@*****

郵便番号も記載。

営業所所在地は
住居表示で記載。

3 変更使用とする事項

借入れによる営業倉庫の新設

4 変更予定期日

変更登録あり次第

申請書は下記HPからダウンロード
することができます。
[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/fr
eight/butsuryu05100.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/fr
eight/butsuryu05100.html)

変 更 登 録 添 付 書 類

倉庫を新設する場合に
必要な書類の例

倉庫業法施行規則第2条第2項

- 1・倉庫明細書及び冷蔵倉庫明細書(冷蔵倉庫の場合) 【P7～8】
- 2・倉庫及び敷地についての使用権原を証する書類 【P9】
例:(不動産登記簿謄本、抄本。賃貸借契約書。転貸承諾書。使用許可書。建築確認書。
建築見積書。請負契約書。用途変更手続きが不要である旨の見解確認書
【参考様式】【P13】)
- 3・倉庫の種類ごとに関係法令等に適合していることを証する書類 【P9～11】
例:(建築確認済証。他法令の適合証。矩計図、断面詳細図。建具表、建具キープラン。)
- 4・倉庫の平面図、立面図及び断面図 【P12】
- 5・倉庫付近の見取り図及び倉庫の配置図 【P12】
見取図の例:主要道路、鉄道、河川、橋梁等、倉庫位置を特定できるもの
配置図の例:事務所、詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等の設備。
敷地周辺に所在する建物(民家、ガソリンスタンド等)を明示。
- 6・倉庫管理主任者の配置の状況及び当該倉庫管理主任者の資格を記載した書類 【P12】
【様式】【P14】
- 7・集荷見積書(発券倉庫業者のみ提出)【規則4号様式】
- 8・所要資金及びその調達方法に関する説明書(発券倉庫業者のみ提出)【規則6号様式】

※倉庫寄託約款、法人登記簿謄本、宣誓書は不要

※倉庫の新設以外の場合に必要な書類については、東北運輸局交通政策部環境・物流課へご相談ください。

申請書類作成について

倉庫を新設する場合に必要な書類の例

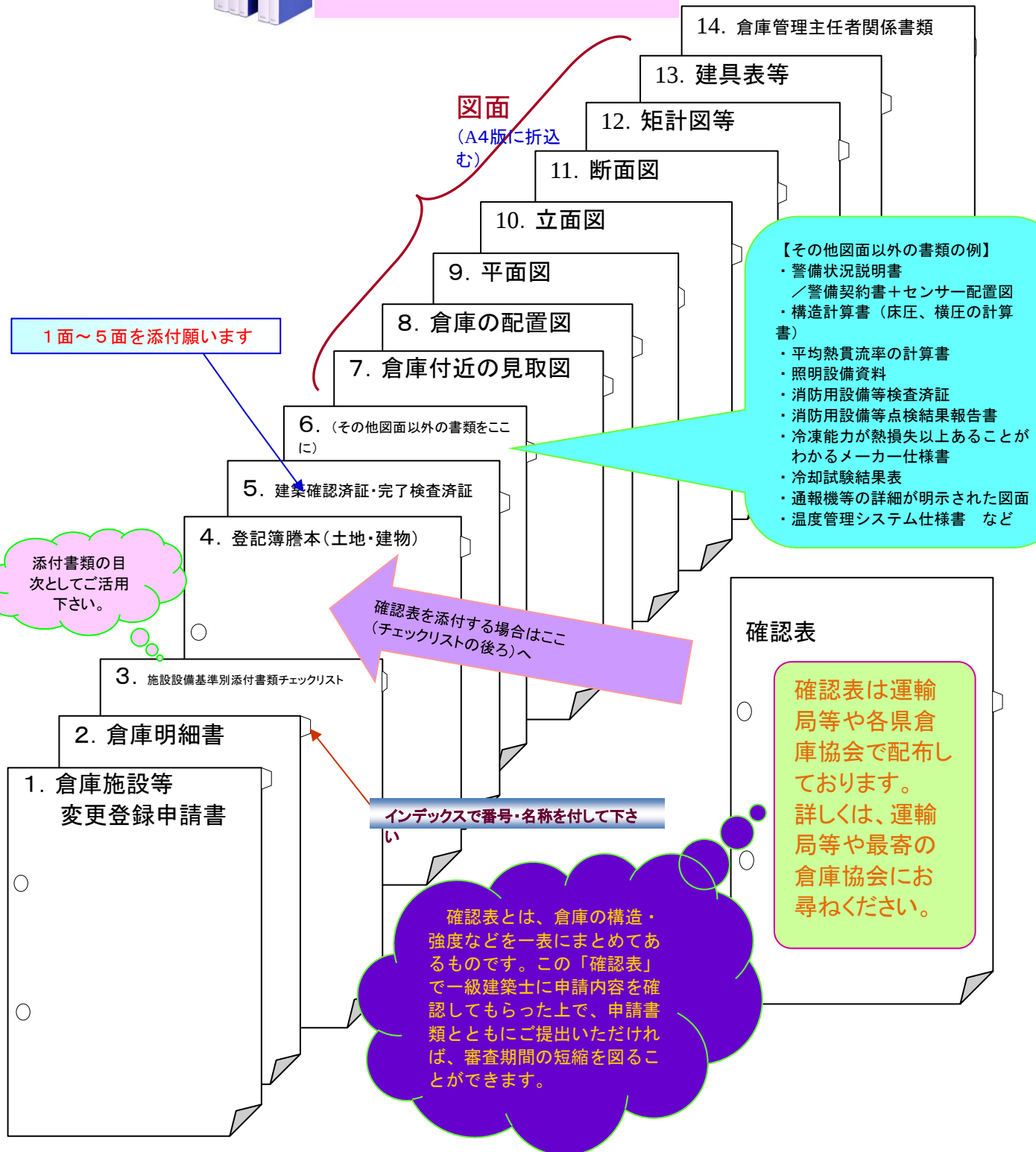


＜紙申請の場合＞

- ・作成書類は、A4縦、横書き、左綴じとし、各書類にはインデックスを付して下さい。
- ・図面に関しても、A4版に折込んでいただくとともに、袋綴じにしないようお願いいたします。
- ・書類が整いましたら、できれば左のような市販のファイルにまとめてご提出願います。

＜オンライン（メール）申請の場合＞

- ・ご希望の場合は各運輸局へお問い合わせください。
- ・添付ファイルの名称は当該ページ記載の「番号・名称」としてください。
例）「10. 立面図」



記載例

倉庫明細書

倉庫の名称	東北2号倉庫					申請書に記載した内容と一致させること
倉庫の所在地	〇〇県〇〇市〇〇2丁目1-1、1-2、1-3					
主要構造	鉄骨造 ALC版張 ガルバリウム鋼板折板葺 2階建					
倉庫の種別及び保管物品の種類	一類倉庫:第1～5類物品(飲料水、雑貨)					
建築年月日又は建築完了予定年月日	平成25年3月10日建築 (建築中の場合→令和3年12月1日建築完了予定)					借入先を記載。
土地及び倉庫に係る使用権原の状況	土地、建物ともに所有 (借入れの場合→土地及び建物は東北物流倉庫(株)より賃貸借契約による借入れ)					
各階別の規模	階別の名称	面積(㎡)	軒高、階高又は天井高(m)	容積(㎡)	備考	
	1階	1208	6.2		うち定温倉庫(15℃)604㎡	
	2階	998	5.5			
	合計	2206				
構造の詳細	基礎	柱	下	PC杭打ち鉄筋コンクリート造	営業倉庫として登録する部分の面積を記載。 トイレ、事務室等の面積は除外。複数階を使用する場合は階段室、エレベータの面積も加算すること。 小数点以下は四捨五入し、整数で記載。	
		壁	下	鉄筋コンクリート造 独立基礎		
	骨組み	小屋組み		鉄骨造(H型钢)張間10m 間隔8m		
		軸組み		鉄骨造(H型钢)柱間10m		
		床組み		なし		
	壁	外壁		ALC版t=100(耐火構造)、弾性アクリル系吹付タイル仕上げ		
		間仕切り壁		ALC版t=100(耐火構造)		
		防火壁		なし		
	屋根			ガルバリウム鋼板t=0.8、フネンエース下地張、ハゼ式折板構造		
	天井			石膏ボードt=9.5		
	床			鉄筋コンクリート造t=200、金ごて仕上げ、積載荷重23,400N/㎡		
	窓	側窓		アルミ製引き違い窓900×750 6カ所		
		天窓		なし		
	出入口	外壁にある出入口		随時閉鎖式電動スチール製防火シャッター(特定防火設備)5000×6000 2カ所 スチール製片開きフラッシュドア(特定防火設備)1500×2200 3カ所		
		間仕切り壁にある出入口		スチール製片開きフラッシュドア(特定防火設備)1500×2200 1カ所		
防火壁にある出入口			なし			
附属設備	消火設備	屋内消火栓12カ所、消火ポンプ2台、消火器ABC10型10本				
	防犯設備	出入り口は施錠管理、業務時間外は機械警備				
	防そ設備	各出入り口は閉鎖時完全密閉				
	遮熱措置	屋根、壁の平均熱貫流率は4.05W/㎡・K				
	その他の設備	1階に定温設備有り				
その他						

(注意)

- ・1棟毎に作成。
- ・全て図面で確認出来るように、図面には詳細に記載してください。
- ・1棟の倉庫に「一類倉庫」と「一類倉庫・トランクルーム」または「冷蔵倉庫」等が併設されている場合、別業に倉庫明細書を作成。(重複する部分の事項については記載省略出来る。)

※冷蔵倉庫の場合

「各階別の規模」は部屋毎に記載。「容積」欄も記載すること。容積の計算方法は面積×高さ×0.9。

ただし、小数点以下は四捨五入し、整数で記載。「備考」欄には級別と保管温度を記載。例「F1級(-29℃

冷蔵室の級別:F4級≤-50℃、-50℃<F3級≤-40℃、-40℃<F2級≤-30℃、-30℃<F1級≤-20℃、
-20℃<C1級≤-10℃、-10℃<C2級≤-2℃、-2℃<C3級≤10℃

記載例

冷 蔵 施 設 明 細 書

(その一) 冷凍機表

機 械 別	No.1	No.2
冷 却 方 式	直接膨張式(二段圧縮)	直接膨張式(単段圧縮)
蒸 発 方 式	満液式	満液式
冷 凍 能 力 (日本冷凍トン)	64,760W	140,260W
使 用 す る 冷 媒 の 種 類	R22	アンモニア
当 該 冷 凍 機 と 冷 蔵 室 と の 連 絡 状 態	ドライ庫、低温庫	冷凍庫
圧 縮 機 の 型 式	多気筒式	多気筒式
ブ ラ イ ン 型 式		
冷 却 用 蒸 発 器	冷 却 面 積 (㎡)	
凍 結 装 置	日 産 凍 結 能 力 (トン)	4t(23,160w)
製 氷 装 置	日 産 凍 結 能 力 (トン)	15t(101,400w)
準 備 室	所 要 冷 凍 能 力 (日本冷凍トン)	7720w

注意事項:
メーカー仕様書による数値で記載。

※詳細については、
倉庫業法施行規則等運用方針[5]
1-1、1-2をご参照ください。

(その二) 冷蔵室表

冷 蔵 室 の 名 称	ドライ庫	低温庫	冷凍庫
冷 蔵 室 の 規 模	面 積 (㎡)	200	200
	高 さ (m)	5	5
	有 効 容 積 (㎡)	900	900
収 容 能 力 (トン)	260	60	180
保 管 温 度 (℃)	5℃(C3級) 10,600w	-18℃(C1級) 14,000w	-29℃(F1級) 15,000w
配 管 の 冷 却 面 積 (㎡)	天 井 80 壁 120	天 井 120 壁 120	天 井 120 壁 120
防 熱 装 置 の 材 料 の 種 類、熱 伝 導 率 (W / (m · ℃)) 及 び 厚 さ	天 井	グラスウール0.041、275mm、アスファルトフェルト1層、アスファルトルーフィング2層張り	グラスウール0.041、275mm、アスファルトフェルト1層、アスファルトルーフィング2層張り
	床	ポリエチレンフォーム0.035、175mm、ポリエチレンフィルム2層張り	ポリエチレンフォーム0.035、175mm、ポリエチレンフィルム2層張り
	側 壁	グラスウール0.041、250mm、アスファルトフェルト2層張り	グラスウール0.041、250mm、アスファルトフェルト2層張り
	間 壁	(冷凍庫との間) グラスウール0.041、250mm、アスファルトフェルト2層張り	(ドライ庫との間) グラスウール0.041、250mm、アスファルトフェルト2層張り
電 動 扇 風 機 (馬 力 又 は キ ロ ワ ッ ト)		2.2kw	3kw
温 度 計 の 種 類 及 び 数	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2

小数点以下は四捨五入し、整数で記載。

面積 × 高さ × 0.9

容積 ÷ 2.5

2・倉庫及び敷地についての使用権原を証する書類

<土地>

・自己所有の場合は必ず登記事項証明書原本を添付願います。(オンライン申請の場合は原本をPDF可したもので可。)

・賃借の場合は、賃貸借契約書の(写)を添付願います。

※ただし建物による登録申請の場合は、土地の使用権限を証する書類の添付は不要。

<建物>

・自己所有の場合は必ず登記事項証明書原本を添付願います。(オンライン申請の場合は原本をPDF可したもので可。)

「原因及びその日付(登記の日付)」欄の新築年月日を「倉庫明細書」の「建築完了日」欄に記載してください。

・賃借の場合は、賃貸借契約書の(写)を添付願います。

※建物による登録申請の場合は、土地の使用権限を証する書類の添付は不要です。

・建築完了前の申請の場合は「建築見積書」または「請負契約書」の写しを提出してください。ただし、建物完成後速やかに保存登記まで完了させ、登記事項証明書を提出してください。

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[3]2-4

3・倉庫の種類毎に係法令等に適合していることを証する書類

(1) 建築確認済証、完了検査済証

・建築確認済証は建築確認申請書の第1面から第5面もセットで添付してください。

・増築している場合は、新築時と増築時の建築確認済証をそれぞれ添付してください。

・完了検査済証のない建築物は、建築基準法第7条違反であるので申請を受けることが出来ません紛失した場合は、自治体発行の記載事項証明書等を添付すること。

なお、倉庫建築前の申請の場合は、建築完了後に追加提出してください。

・建物の主要用途が「08510倉庫業を営む倉庫」となっているか確認してください。

それ以外の用途の場合、自治体建築部局に対して、当該申請建物が、「倉庫業を営む倉庫」とする用途変更の手続きが必要かどうか確認いただき、手続きが必要であれば所用の手続きをし、変更後の建築確認済証も提出してください。手続きが不要である旨の回答を得たならば、見解確認書を作成して提出してください。見解確認書は、「何の物件について、誰が、いつ、どこの誰にどういうことを相談したところ、どういう理由から用途変更が不要である」という内容(議事録)の書類(様式任意)です。P13参照。

・建築完了前の場合は、検査済証は後日で構いませんので、速やかに提出願います。

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[4]2-1

(2) 矩計図等

矩計図等とは、倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した**矩計図、断面詳細図**などのことです。

・倉庫明細書に記載された主要構造を審査する上で最も重要な図面です。

・屋根を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置などの詳細を明示して下さい。

・外壁を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置、胴縁・間柱間隔などの詳細を明示して下さい。

・荷ずりがある場合は、材質及び寸法などの詳細を明示して下さい。

・床を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置、仕上げなどの詳細を明示して下さい。

・軸組みの工法、材質及び寸法などの詳細を明示して下さい。

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[3]2-5口

(3) 建具表・建具キープラン

- ・建具の材質及び寸法、施錠方法(防犯)・防鼠・防水等諸措置、形状・強度等の仕様、防火設備であるかどうかなどの詳細を明示して下さい。
- ・建具の位置を明示して下さい。なお、平面図に明示されている場合は除く。

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針4]2-11イ

(4) 倉庫の軸組、外壁、荷摺りの強度

- ①倉庫の軸組み、外壁、荷摺りが2500N/㎡以上の耐力を有することを証する建築事務所等による証明及び構造計算書その他の書類
 - ②SRC造、RC造……左記の構造が確認出来る図面(矩計図、断面図等)
 - ③鉄骨造、木造……平面図、立面図、断面図等に材質、厚さ、胴縁間隔等を記載
 - ④ALC版、PC板等……メーカー等の許容荷重との相関関係を表にした資料等
- ※営業倉庫とする区画の周りの壁の強度を確認します。
倉庫の隣が事務室などの場合は間仕切り壁でも外壁と見なします。

外壁の強度が確保できない場合(荷崩れ防止措置)

- ⑤ラック保管……ラックの配置図、ラックの構造の概要が分かるカタログ、チラシ等の写し
- ⑥外壁から離れた場所に保管…貨物配置図、白線等で配置場所を明示していることが分かる写真

倉庫の床

- ①3900N/㎡以上の積載荷重を有すること…完了検査済証(倉庫業を営む倉庫の場合)
主要用途が「倉庫業を営む倉庫」以外の場合…積載荷重が分かる構造計算書、一級建築士の確認表等

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[4]2-3イ(1)(2)、ロ

(5) 平均熱貫流率

- ・屋根及び外壁の平均熱貫流率が4.65W/㎡・K以下であることが分かる計算書(計算方法は、倉庫業法施行規則等運用方針[4]2-6ロ参照)
- ・民間検査期間等の証明書
- ・天井を有する場合…天井の有無が確認出来る図面等
- ・耐火建築物、準耐火建築物の場合…確認出来る確認済証または矩計図等(ただし準耐火建築物ロー2は除く)
- ・防火構造の屋根及び壁を有している場合…確認出来る図面等(ただし、単一材料、複数材料で金属板が使用されたもの、複数材料でその全てがセメント板系又は珪酸カルシウム板系は除く。)

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[4]2-6ロ、ホ

(6) 警備状況を説明する書類

- ・24時間体制で従業員がいる場合はその旨を記載した、「警備状況説明書」(様式不問)を作成し、24時間従業員がいることが分かる勤務交番表等を添付する。
- ・機械警備の契約をしている場合は、警備契約書(写)とセンサー配置図を添付すること。

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[4]2-11ロ

(7) 消防点検

- ・築後3年未満の場合…消防設備等検査済証
 - ・築後3年以上経過の場合…消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書
- ※非特定防火対象物である倉庫は3年に一度点検結果報告書を消防署等に提出する義務があります。
なお、この報告書に不良箇所がある場合は是正した事が分かる資料も提出願います。
※建築完了前の申請の場合、消防設備等検査済証は、後日速やかに提出願います。

(8)市街化調整区域の場合

- ・都市計画法第29条第1項の許可書(写)

(9)野積倉庫の場合

- ・倉庫の周囲に高さ1.5m以上の防護施設を設けていることが分かる資料(図面や写真等)
※防護施設とは塀・柵・格子・鉄条網等の遮蔽物。
- ・照明装置の仕様、詳細及び位置、設置個数が記載された書類
- ・倉庫の周囲の防護施設を中心に半径1mの領域、高さ1.5mの部分で2lx以上の水平面照度があることが分かる資料

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[4]5－3

(10)冷蔵倉庫の場合

- ・高圧ガス保安法第5条第1項の許可書(1日20t以上製造)
- ・高圧ガス保安法第5条第2項の届出書(1日3t以上製造)
(指定数量未満の場合は除く)
- ・食品衛生法第577条の規定に基づく届出書(写)
(同法第4条の飲食物を保管する場合)
- ・冷蔵室の保管温度が常時10℃以下に保たれていることを証する書類(熱損失計算書)
- ・非常ベル等外部との連絡手段の詳細(携帯電話は不可)
- ・温度計の位置及び詳細が分かる資料

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[5]2－4参照

(11)危険品を保管する倉庫の場合

- ・消防法第11条の危険物貯蔵施設の設置許可書(写)
(指定数量未満の場合は除く)

(12)高圧ガスを保管する倉庫の場合

- ・高圧ガス保安法第16条第1項の許可書(第1種貯蔵所)
- ・高圧ガス保安法第17条の2第1項の届出書(第2種貯蔵所)
(指定数量未満の場合は除く)

(13)液化石油ガスを保管する倉庫の場合

- ・液化石油ガス保安法第36条第1項の許可書(写)
(許可を要しない指定数量3,000kg未満の場合は除く)

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[4]8－1参照

4・倉庫の平面図、立面図及び断面図

申請中に設計変更の場合、速やかに訂正申請又は申請内容の訂正をして下さい。

イ・平面図

各階とも消火器の位置、消火栓、火災報知機等明示する。
主要部材の材料、種別、寸法を記載する。
倉庫有効面積部分を色分けし、求積の式を明示する。
倉庫有効面積は保管室、荷役場(荷役に使用するEV、階段、通路等を含み、
建物の外壁外に突出するプラットホーム、警備員室等は含まない。)の延べ面積で、
小数点以下は四捨五入し整数で倉庫明細書の各階別の規模に一致させる。

ロ・立面図

4面の立面図。

ハ・断面図

部材の材料、種別、寸法を記載する。
全て、図面は明瞭かつ縮尺を明記する。
やむを得ず設計図面を縮小の場合、縮小率を記載する。
なお、この場合も主要部材の材料、種別、寸法が判読できること

5・倉庫付近の見取り図・配置図

イ・見取り図

主要な道路、鉄道、河川、橋梁、停車場等その他建築物により倉庫の位置関係を明示する。
または詳細な地図等を用いて当該倉庫を明示することも可とする。

ロ・配置図

倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝、柵、フェンス等敷地内にある
全ての施設、設備を記載。
また、敷地周辺の所在する全ての建物を記載し、距離も記入する。

6・倉庫管理主任者の配置状況及び当該倉庫管理主任者の資格を記載した書類

・原則1棟ごとに1名選任すること。

ただし機能上一体となっている複数の倉庫(同一敷地内又は道路を挟んで両側に倉庫が複数
あ

るなど)の場合は、複数の倉庫であっても兼任可。

・同一県内で※合計有効面積が10,000㎡までなら複数の倉庫でも兼任可。

詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針[11]1を参照

※有効面積の合計値は下表の計算方法により換算した数値を合算した値をいう。

※認定トランクルームについては、有効面積から除外できる。

倉庫の種類		換算方法
一～三類倉庫、危険品(野積)倉庫		有効面積(㎡)×1
野積倉庫		有効面積(㎡)×0.5
水面倉庫		有効面積(㎡)×0.5
貯蔵槽倉庫		有効容積(㎡)×0.2
危険品倉庫	建屋	有効面積(㎡)×2.0
	貯蔵槽	有効容積(㎡)×0.4
冷蔵倉庫		有効容積(㎡)×0.2

記載例

「倉庫業を営む倉庫」以外の用途に供している建築物を転用する場合

建築関係部局(地方公共団体、若しくは指定確認検査機関)における用途変更申請が不要である旨の見解確認書(議事録)

相手方:〇〇市役所 建築〇〇課 役職名 〇〇〇〇氏

相手方連絡先:022-000-0000

当 方:〇〇倉庫(株) 〇〇課 〇〇〇〇

確認日時:令和 年 月 日

確認場所:〇〇市役所 〇〇室

<確認事項>

「倉庫業を営まない倉庫」で建築確認を受けている建築物について、倉庫業の登録手続きを申請する予定であるが、用途変更申請を行う必要があるか(自家用倉庫から営業用倉庫への変更)。また、当該建築物で倉庫業を営んでも問題はないか。

<相手方回答内容>

倉庫管理主任者配置状況及び資格要件確認書【作成例】

倉庫管理主任者		配置状況			資格要件				
氏名	職名	所在事業場	担当倉庫	備考	種別	職名	在職期間	備考	
野積次郎	大阪営業所長	大阪営業所 大阪市北区堂島3-2-1	堂島A倉庫	同一敷地内に所在する倉庫である。	☒ 倉庫管理業務に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する。	埼玉営業所長代理	平成10年10月1日～平成15年9月30日		
			大阪市北区堂島3-2-1			大阪営業所長	平成15年10月1日～		
			合計			6年 1月			
			堂島B倉庫		☐ 3年以上の実務経験を有する。				
			大阪市北区堂島3-2-1		☐ 国土交通大臣が定める「倉庫の管理に関する講習」を修了した。(修了証写し添付)				
				☒ 倉庫業法施行規則第9条第2項の欠格事由に該当しない。					

倉庫管理主任者		配置状況			資格要件			
氏名	職名	所在事業場	担当倉庫	備考	種別	職名	在職期間	備考
水面三郎	愛知営業所長	愛知営業所 名古屋市中区三の丸2-2-1	犬山倉庫 犬山市犬山2-2-1	全てが同一県内に所在する倉庫であり、 で換算後有効面積は8,600㎡である。	☐ 倉庫管理業務に関し3年以上の実務経験を有する。			欠格事由に該当しない場合は必ずチェックを入れてください。
			豊橋倉庫 豊橋市豊橋1-1-1					
			半田倉庫 半田市岩滑1-2-3					
			安城倉庫 安城市豊町3-2-1		☐ 国土交通大臣が定める「倉庫の管理に関する講習」を修了した。(修了証写し添付)			
			岡崎倉庫 岡崎市本町2-3-4		☒ 倉庫業法施行規則第9条第2項の欠格事由に該当しない。			

有効面積の換算方法は下記の通り
 1, 2, 3類倉庫、危険品倉庫(野積)・・・面積×1
 野積倉庫、水面倉庫・・・・・・・・面積×0.5
 冷蔵倉庫、貯蔵槽倉庫・・・・・・・・容積×0.2
 危険品倉庫(建屋)・・・・・・・・面積×2
 危険品倉庫(タンク)・・・・・・・・容積×0.4
 認定トランクルーム・・・・有効面積から除外できる。

変更登録を受けたら

◆すぐに必要な手続き

・登録免許税3万円の納付

納付書をお渡しますので、郵便局、日銀又は日銀代理店、仙台中税務署で納めてください。

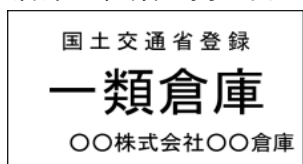
納付後、領収証書が返されますので、お渡しする用紙に貼り付けて運輸局へ提出してください。

・倉庫管理主任者の選任(倉庫の新設の場合)

・料金等の掲示

倉庫業者は、保管料その他の料金(消費者から收受するものに限る)、倉庫寄託約款、倉庫の種類、冷蔵室ごとの保管温度(冷蔵倉庫の場合)、トランクルーム認定証(認定トランクルームの場合)を、利用者に見やすいように掲示しておく必要があります。

※倉庫の種類の見し例



◆定期的に必要な手続き

・次の報告書を定期的に東北運輸局 環境・物流課へ提出する必要があります。

- イ. 期末倉庫使用状況報告書(規則第八号様式)
- ロ. 受寄物入出庫高及び保管残高報告書(規則第九号様式)

・営業所毎に作成するので、営業所を新設した場合は、別の営業所と分けて報告する必要があるのでご注意ください。

報告書の提出期限

イ及びロの報告書は、当該期の経過後30日以内に提出すること。

- ・第1四半期(4・5・6月分) → 7月末までに提出
- ・第2四半期(7・8・9月分) → 10月末までに提出
- ・第3四半期(10・11・12月分) → 1月末までに提出
- ・第4四半期(1・2・3月分) → 4月末までに提出

◆倉庫業者の注意事項

1. 料金等の掲示(法第9条)
2. 差別的取扱の禁止(法第10条)※特定の利用者に対し不当な差別的取扱をしてはいけません。
3. 倉庫の施設及び設備の維持(法第12条)※施設設備基準に適合するように維持。
4. 火災保険に付する義務(法第14条)※倉荷証券を発行する場合。
5. 名義の利用等の禁止(法第16条)※他人に倉庫業を営業させてはいけません。
6. 名称の使用制限(法第25条の7)※認定トランクルームと誤認させる行為の禁止。

◆倉庫管理主任者の業務(運用方針[11]3)

イ. 以下の業務の総括に関すること

1. 倉庫の日々のメンテナンス業務、火災等事故予防業務等ハード面での管理業務
2. 倉庫における保管・荷役業務の管理等ソフト面での管理業務
3. 労働災害の防止に関すること

ロ. イに定める業務を円滑に実施するため、現場作業員の研修に関すること

◆**重大事故**(火災、労働災害等)が起きた際は、消防・警察への連絡に続き、東北運輸局環境・物流課へご一報ください。